

基幹相談支援センター設置に関する意見書

現在、玉城町では市町村必置義務である一次相談事業を直営で担っているが、実際には専従で相談に応じる体制にはなっておらず、兼務の状態であります。

障害の相談は18歳から64歳と年齢層の範囲も広く、対象も、知的障害、身体障害、精神障害、発達障害、難病と相談の範囲も広く専門性が必要となってきます。一次相談はそうした障害を持つ人の相談の入り口相談であり、相談の結果、福祉サービスの利用者には指定特定相談事業所が相談や計画に応じているが、国の方針ではこうした指定特定相談事業所と連携し、支援する役割も含め、包括的かつ専門的な基幹相談支援センターの設置を進め、地域の相談支援体制の強化を図ることになっています。

相談の中には虐待事案や閉じこもり事案、生活困窮といった複雑な家庭が玉城町でも増えてきています。こうした相談者の権利を擁護するためにも、早急に第5期障がい福祉計画に基づき、下記のとおり要望します。

記

- 一. 基幹相談支援センターの設置
- 一. 基幹相談支援センター機能強化事業の実施

以上の通り、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年 3月18日

玉城町長 辻村 修一 様

玉城町議会議員 山口 和宏

